

## 和歌山県監査公表第5号

令和4年9月5日付け監査報告第4号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月7日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 谷 洋 一

和歌山県監査委員 多 田 純 一

### 1 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

監査実施年月日 令和4年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 超過勤務手当において、週休日の振替を行ったが、勤務時間が週 38 時間 45 分を超えていないにもかかわらず、25/100 の手当を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 誤って支給した超過勤務手当は、返納手続を行い、返納を完了した。また、一般社団法人わかやま森林と緑の公社給与等規程第9条の規定等に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。